

第1号議案：2016年度事業活動報告

2016年会計年度（2016年4月1日－2017年3月31日）

1. 序論

2016年4月、IPA会長はボルトン教授(初代会長)から日下部新会長に移行。新会長は2016年度の事業計画、「第VI項 中期計画の策定」の項に基づき、2007年の設立以来10年の活動を、2016年度事業計画の下記項目ごとに振り返った。

- I. 研究活動
- II. 国際会議活動
- III. 委員会活動
- IV. 広報活動
- V. 会員サービス活動

前記の活動計画推進にあたり、新会長はIPAの活動基本方針案として5項目を提起。

- (1) 成熟した国際組織としての組織的かつ機能的な運営
- (2) 研究活動の強化
- (3) 技術情報の外部発信
- (4) 会員間でのIPA活動内容の共有化
- (5) 健全で堅実な会計・財務管理

前掲5項目の基本方針を軸としてI.～V.の各活動計画を若干修正して推進。

2. 組織的かつ機能的な運営

IPA会長より、3部会による活動提案があり、2016年7月に高知にて開催された多数の理事による会合にて承認された。

- 部会-1: 定款の見直し検討
- 部会-2: ケースヒストリー集(圧入に関する事例集)作成準備
- 部会-3: IPAウェブサイト再構築検討

さらに、円滑で機能的な運営を目指すための運営委員会(Steering Committee)が会長によって設立された。

部会-1は、IPA設立以来改訂されていなかった定款の内容を見直し、運営委員会による幾度かの内容確認と推敲を重ねた後、2016年11月21日に全理事に内容の確認と修正意見を依頼。その結果、改訂案はメールによる理事会で承認され、2017年度のIPA通常総会に議案の一つとして諮問する。

運営委員会は、定款の改訂に加え、定款と整合し効率的な組織運営上には必要な付属定款(By-laws)及び学会規則(Regulations)案を策定。この付属定款及び学会規則は、2017年7月の理事会に諮問し、理事会承認を得る予定。

定款の改訂と併せて理事メンバーの改編も検討する必要があったため、運営委員会は次期の理事候補(2017－2019年度)案を準備、2017年度IPA総会に議案として諮問する。

圧入技術に関する事例集(Case history volume)編纂も重要課題であるため、部会-2を組成し活動を開始。幾つかの事例はNewsletterにて順次紹介している。

部会-3はIPAウェブサイトの再構築を検討、2017年度中に新機能も備えた全面的改編を行う予定。

3. 研究活動の強化

研究活動(活動項目I)に関しては研究委員会の管轄下で3つの技術委員会(TC)を組成。
(2017年5月31日現在)

TC-1: 硬質地盤への自立式鋼管杭擁壁の適用に関する技術委員会

委員長: 竹村 准教授 (東京工業大学)
委員数: 14名 開催: 2回

TC-2: 施工データを利用した地盤情報の推定に関する技術委員会

委員長: 日下部 IPA会長
委員数: 9名 開催: 1回

TC-3: PFS工法の適用条件の拡大と地震時拳動評価に関する技術委員会

委員長: 大谷 教授 (熊本大学)
委員数: 9名 開催: 2回

これらの技術委員会による活動支援として、第6回研究助成賞として2017年度に見込んでいた予算を充当する。

4. 技術情報の外部発信

2016年度活動計画の項目1-2及び1-3に挙げた「**Press-in retaining structures: a handbook, First edition 2016**」(英語版)は2016年12月に海外向けとして発刊。2017年3月、このHandbookを活用した第1回海外セミナーをシンガポールで開催したことで、2016年度活動計画(項目II-2)の第6回国際ワークショップ(中止)で予定していた学会としての機能を充足した。

IPAは3年に一度の国際会議を開催可能なレベルにある組織と判断されるため、2018年9月に国際会議を開催すべく、本年2月に組織委員会を組成し活動を開始した。この活動は2016年度活動計画の国際会議活動(項目II)と、研究論文集第5号の発刊(項目I-4)活動を網羅する。

5. 会員間でのIPA活動内容の共有化

2016年度活動計画の広報活動(項目IV)として、IPA Newsletterの編集委員会を発足させ、2016年9月以降定期刊行(3ヶ月ごと)を開始。IPA会員のみならず、外部の個人や団体を含め、約2,500部を積極的に継続配信中。

2016年度中(～2016年3月末)に発行分:

Vol.1, No.1	2016年9月	17p
Vol.1, No.2	2016年12月	21p
Vol.2, No.1	2017年3月	28p

6. 健全で堅実な会計・財務管理

収入としては、会費収入、研究活動成果(指針やHandbookなど)の販売収入、寄付金が3つの原資となった。2017年3月末現在、個人会員が496名から575名、法人会員は30社から43社へと大幅増加となった。

第2号議案：収支計算書 2016／監査報告

2016会計年度 (2016.4.1-2017.3.31)

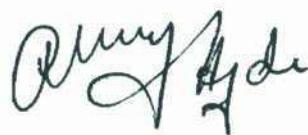
(単位：円)

科 目	2016年度予算	2016年度決算	備 考
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
① 入会金収入 法人会員入会金	300,000	1,200,000	12 法人会員 入会
② 会費収入 個人正会員年会費 法人会員年会費	5,200,000 3,400,000	5,550,000 3,850,000	555名分
③ 寄付金収入 寄付金	16,000,000	16,000,000	
④ その他収入 受取利息 雑収入	1,000 1,170,000	0 8,814,080	庄入指針(日)・Handbook(英)
事業活動収入計	26,071,000	35,414,080	
2 事業活動支出			
① 事業費支出 理事報酬 第6回IPA国際ワークショップ準備 第6回研究助成金 第6回IPA研究助成賞受賞者研究支援 第9回庄入工学セミナー・若手ワークショップ 第1回国際庄入会議（ICPE）準備 海外セミナー	11,000,000 1,200,000 5,500,000 200,000 800,000 0 0	9,539,500 541,932 0 0 1,497,128 127,405 657,274	国際庄入会議（ICPE）に移行 研究・技術委員会費に予算分配
庄入Handbook（英語版）編集費 庄入Handbook（英語版）印刷費 庄入工法設計施工指針（日本語版）印刷費 研究委員会・技術委員会活動費 海外会員活動支援 その他活動費（調査・他学会参加費等）	700,000 2,000,000 0 700,000 300,000 0	300,000 669,600 3,408,180 725,432 213,960 287,469	USB仕様 2000部増刷 研究委員会+技術委員会(3)
② 管理費支出 ウェブサイト管理費 会員証作成費用 印刷代 国内外送料 通信費 賃借料 IPC事務用品費 支払手数料	140,000 10,000 10,000 200,000 110,000 3,120,000 400,000 300,000	137,160 176,040 136,080 152,003 37,230 3,427,553 527,487 464,400	カード・プリンター購入 事務所家賃・コピー機・口座管理費等
③ その他費用 雑費 予備費	200,000 0	175,183 0	税理士費用追加
事業活動支出計	26,890,000	23,201,016	
事業活動収支差額	-819,000	12,213,064	
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 固定資産売却収入 定期預金払戻	0	0	
投資活動収入計	0	0	
2 投資活動支出			
① 固定資産取得支出 定期預金取得	0	0	
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
III その他			
営業外収益等	50,000	71	
当期収支差額	-869,000	12,213,135	
前期繰越収支差額	1,290,325	1,290,325	
次期繰越収支差額	421,325	13,503,460	

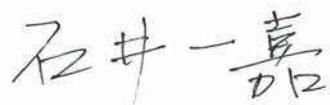
監査の結果、重要な点において適正に表示しているものと認める。

2017年 6月 5日

監事



監事



In our opinion, the above statement of accounts are presented fairly in all material respects.

5th June _____, 2017

Auditor



Auditor





第3号議案：定款の改訂

改訂定款(案)は、次ページ以降に現行と改訂の比較にて示す。

現行定款	改訂定款
第1章 総則 (名称) 第1条 この学会は、国際圧入学会(以下「学会」と称する)という。 (事務所) 第2条 この学会は、事務所を東京都港区港南2丁目4番12号におく。 (支部) 第3条 この学会は、 <u>支部をつぎの地区におく。</u> 日本地区、イギリス地区、アメリカ地区、シンガポール地区(案)	第1章 総則 (名称) この学会は、国際圧入学会(以下「学会」と称する)という。 <u>学会の略呼称は「IPA」</u> <u>という。</u> (事務所) 第2条 (現行通り) (支部) 第3条 この学会は、 <u>理事会の承認によって支部をおくことができる。</u>
第2章 目的および事業 (目的) 第4条 この学会は、 <u>圧入工学の進歩および圧入工法の発達ならびに圧入技術者の資質の向上を図り、もって環境に配慮した施工現場の奨励、学術文化の進展と社会の発展に寄与すること</u> を目的とする。 (事業) 第5条 この学会は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。 (1) 圧入工学の進歩および圧入工法の発達ならびに圧入技術者の資質の向上を図り、もって環境に配慮した施工現場の奨励、学術文化の進展と社会の発展に寄与すること (2) 圧入工学の研究・普及の推進 (3) 圧入工学に関する基準等の制定 (4) 土質工学、機械工学、計測工学、施工現場、施工機械、データ情報処理等、圧入に関する分野との協調関係の発展促進 (5) 建設現場における環境問題の克服 (6) 圧入に関する研究の奨励と表彰 (7) 圧入工学国際会議の開催 (8) 会員相互の交流と啓発 (9) その他目的を達成するために必要なこと	第2章 目的および事業 (目的) 第4条 この学会は、実務者、発注者、研究者による産・官・学の国際的協力によって圧入工学の発展を図り、環境に配慮した建設を奨励し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。 (事業) 第5条 この学会は、 <u>第4条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。</u> (1) <u>根入れ構造物・壁体の計画・設計・施工を改善するために、杭専門施工業者、総合建設業者、設計者、発注者、材料供給業者、機械製造業者、そして大学等の研究者の間での、横断的な意見や情報交換の推進を奨励</u> (2) <u>圧入工学を構成する地盤工学・環境工学・機械工学・計測工学・情報工学など多様な分野の技術者、研究者からなる技術委員会・作業部会による研究や開発の推進</u> (3) <u>圧入工学の研究や実務に関する最新情報の蓄積・発信によって、実務に従事する技術者が抱える現実の問題解決への援助や、関係基準や規定を制定する政府機関への支援</u> (4) <u>圧入工学に関する国際会議・シンポジウム・講演・セミナーなどの開催及び開催支援</u> (5) <u>圧入工学に関する研究・技術・実務成果の評価や、その表彰。</u> (6) <u>学会のウェブサイトや発刊物によって、国民や官公庁に対してさらなる圧入工学の認知度向上</u> (7) <u>学会員相互の交流と専門的能力開発</u> (8) その他、この学会の目的達成に必要な活動
第3章 会員 (会員の種別および称号) 第6条 会員は、つぎの4種とする。 正会員： 圧入原理の学術的探究と普及・推進について学識・経験を有し、本学会の趣旨に賛同する個人 法人会員： 本学会の事業を後援する法人、団体 学生会員： 大学院、大学、短期大学、工業高等専門学校等において圧入工学に関する学科に属している者、もしくは、圧入工学に関心のある学生 名誉会員： 圧入工学の発展のために功績が顕著であり、かつ総会の議決により推薦された者 (入会と会費) 第7条 正会員、法人会員、学生会員となるには入会手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。 2. 正会員が法人である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者としてその権利行使する者(以下「正会員代表者」という)を定めて本会に届け出なければならない。正会員代表者を変更した場合も同様とする。 3. 会員は細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。 4. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。 (資格の喪失) 第8条 会員は、つぎの事由によって、その資格を喪失する。 (1) 退会 (2) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または破産手続開始の決定 (3) 死亡、失踪の宣告または法人もしくは団体である会員の解散 (4) 除名(退会)	第3章 会員 (会員の種別および称号) 第6条 会員は、つぎの4種とする。 正会員： 圧入工学に関連する学歴もしくは実務経験を有し、本学会の趣旨に賛同する個人 法人会員： 本学会の事業を後援する法人、組織 学生会員： 大学院、大学、短期大学、工業高等専門学校等において圧入工学に関心のある学生 (注： 認定会員に関しては別途「学会規則」にて定める。) (入会と会費) 第7条 正会員、法人会員、学生会員となるには、 <u>入会に必要な所定の手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。</u> (2. ~4. 項は 現行通り) (資格の喪失) 第8条 (現行通り)

<p>第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。</p> <p>2. 会費を1ヶ年以上滞納した会員については、理事会の議決を経て、その者が退会したものと認定して処理することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第10条 この学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があつたときは、理事会の議決を経て、除名することができる。</p>	<p>第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。</p> <p>2. 会費を連続して2年以上滞納した会員については、その者が退会したものと認定して処理することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第10条 (現行通り)</p>
<p>第4章 理事および監事</p> <p>(理事および監事の定数)</p> <p>第11条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。</p> <p>(1) 理事10名以上30名以内、会長1名、副会長5名以内および事務局長1名 (2) 監事2名以内</p> <p><u>2. 名誉会長を置くことができる。</u></p> <p>(理事および監事の選任)</p> <p>第12条 理事および監事は、正会員(法人会員の正会員代表者も含む)の中から総会で選任する。</p> <p>2. 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名以内および事務局長1名を定める。</p> <p>3. 理事および監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。</p> <p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事は、つぎの各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。</p> <p>(1) 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは欠けたるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。 (3) 事務局長は、会長および副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。 (4) 前各号以外の理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決によって会務を処理する。</p> <p>2. 理事は、理事会において第18条に定める事項を審議表決する。</p> <p>3. 理事は、監事を兼ねることができない。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は、つぎの職務を行う。</p> <p>(1) 本学会の財産の状況を監査すること (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること (3) 財産の状況または業務の執行について、法令、定款などに違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること</p> <p>2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。</p> <p>3. 監事は、理事を兼ねることができない。</p> <p>(理事および監事の任期)</p> <p>第15条 理事および監事の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2. 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。</p>	<p>第4章 理事および監事</p> <p>(理事および監事の定数)</p> <p>第11条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。</p> <p>(1) 理事10名以上30名以内 (2) 監事2名以内</p> <p>(注: 名誉称号会員に関しては別途「学会規則」にて定める。)</p> <p>(理事および監事の選任)</p> <p>第12条 (現行通り)</p> <p>2. 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名以内を定める。</p> <p>3. <u>事務局長1名は、必要と認められる場合に会長が任命する。</u></p> <p>4. (現行の項目3.と同じ)</p> <p>(理事の職務)</p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p>(理事・監事・会長・副会長の任期)</p> <p>第15条 理事および監事の任期は2年とする。</p> <p>2. <u>会長および副会長の任期は、選任された時点から2年とする。</u></p> <p>3. <u>理事および監事の任期は連続5期以内とする。理事及び監事は任期満了後、次回選任までは最低1年以上の期間を必要とする。但し理事が会長もしくは副会長に選任された場合、その役職にある限り理事としての任期は延長されるものとする。</u></p> <p>4. 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。</p>

<p>3. 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(理事、監事の報酬) 第16条 理事および監事には報酬を支払うことができる。</p>	<p>5. 会長および副会長の任期の始期は、理事会で選任された時点からとする。</p> <p>6. 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7. 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(理事、監事の報酬) 第16条 理事および監事には「学会規則」にて規定した報酬を支払うことができる。</p>
<p>第5章 会議</p> <p>(理事会の組織と招集) 第17条 理事会は、理事と監事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。</p> <p>2. 理事会は、毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>(理事会の議決事項) 第18条 理事会は、総会に提出する議案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。</p> <p>(理事会の定足数および議決) 第19条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面(電子メールを含む)をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>(総会の構成および招集) 第20条 総会は、第6条の正会員をもって構成する。</p> <p>2. 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。</p> <p>3. 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 監事が必要と認めたとき (3) 正会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。 (4) 総会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(総会の招集方法) 第21条 総会の招集は、開催2週間前に、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面(電子メールを含む)をもって会員に通知する。</p> <p>(総会の定足数および議決) 第22条 総会は、正会員現在数の過半数以上の出席によって成立する。ただし、当該事項につき書面(電子メールを含む)をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>2. 総会における正会員の議決権は各1個とし、議事は、この定数に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。</p> <p>(総会の議決事項) 第23条 総会は、つぎの事項を議決する。 (1) 理事および監事の選任 (2) 事業計画および収支予算 (3) 事業報告および収支決算 (4) 定款の変更</p>	<p>第5章 会議</p> <p>(理事会の組織と招集) 第17条 (現行通り)</p> <p>(理事会の議決事項) 第18条 理事会は、総会に提出する議案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。</p> <p>2. 理事会は、理事会によって決議された内容の範囲内で、学会の運営を運営委員会に委託することができる。運営委員会は、会長・事務局長・理事会が必要と認めた常設委員会の委員長などによって構成される。</p> <p>3. 常設委員会は運営委員会の職務を支援する。常設委員会の委員長は、会長が任命する。</p> <p>(理事会の定足数および議決) 第19条 (現行通り)</p> <p>(総会の構成および招集) 第20条 (現行通り)</p> <p>(総会の招集方法) 第21条 総会の招集は、開催2週間前までに、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面(電子メールを含む)をもって各会員に通知する。</p> <p>(総会の定足数および議決) 第22条 (現行通り)</p> <p>(総会の議決事項) 第23条 (現行通り)</p>

<p>(5) 基本財産への繰入 (6) 長期借入の承認 (7) 基本財産の処分または担保の設定 (8) 解散および残余財産の処分 (9) その他理事会において必要と認めた事項</p> <p>(議事録) 第24条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上議長がこれを保存する。</p> <p>(総会の決議事項の通知) 第25条 総会の決議事項は、会員に通知する。</p>	<p>(議事録) 第24条 (現行通り)</p> <p>(総会の決議事項の通知) 第25条 (現行通り)</p>
<p>第6章 事務局および職員</p> <p>(事務局および職員) 第26条 本会に会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>2. 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。</p> <p>3. 事務局の職制その他は別にこれを定める。</p>	<p>第6章 事務局および職員</p> <p>(事務局および職員) 第26条 (現行通り)</p>
<p>第7章 資産および会計</p> <p>(資産の区分) 第27条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。 基本財産：総会において繰入れを議決された財産 運用財産：会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産</p> <p>(基本財産の処分に関する制限) 第28条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経てその一部に限り処分し、または担保に供することができる。</p> <p>(会計年度) 第29条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第7章 資産および会計</p> <p>(資産の区分) 第27条 (現行通り)</p> <p>(基本財産の処分に関する制限) 第28条 (現行通り)</p> <p>(会計年度) 第29条 (現行通り)</p>
<p>第8章 定款の変更ならびに解散</p> <p>(定款の変更) 第30条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければ、変更することはできない。</p> <p>(解散) 第31条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>(残余財産の処分) 第32条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。</p>	<p>第8章 定款の変更ならびに解散</p> <p>(定款の変更) 第30条 (現行通り)</p> <p>(解散) 第31条 (現行通り)</p> <p>(残余財産の処分) 第32条 (現行通り)</p>
<p>第9章 補則</p> <p>(定款施行) 第33条 この定款施行に必要な規定は、理事会の議決を経て細則で定める。</p> <p>第34条 この学会は日本法の下で設立され、存続するものであり、この学会および定款に関わる事項で紛争、意見の相違などが生じた場合には、まず関係者間の話し合いにより解決をはかるものとする。かかる話し合いで問題の解決がはかれない場合にあっては、問題の解決は、日本国東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。</p>	<p>第9章 補則</p> <p>(定款施行) 第33条 この定款施行に必要な「付属定款」および「学会規定」は、理事会の議決を経て定める。</p> <p>第34条 (現行通り)</p>
<p>付則</p> <p>1. この定款は、平成19年2月16日から実施する。 2. 第2条（事務所）の変更 平成22年(2017年)8月3日開催の通常総会にて決議。</p>	<p>付則</p> <p>1. (現行通り) 2. (現行通り)</p>

<p>3. 第16条（理事、監事の報酬）の変更 平成28年（2016年）2月開催の臨時総会にて決議、同年4月1日発効。 第16条の変更に伴い、下記の運用細則1～3を制定。</p> <p>細則1 旅費規定 細則2 委員謝金及び交通費支給規定 細則3 理事・監事報酬規定</p> <p>細則1は平成19年5月7日、細則2は平成21年9月10に制定しているが、 それぞれ付則として追記。細則3は今回新規に制定し、付則として追記。</p>	<p>3. (全文削除)</p> <p>(注：付則第3項は、第9章 補足、第33条にて規定する「付属定款」および「学会規定」に包括される。)</p>
--	--

【参考資料】 *第18条

Structure of Committees [委員会構成]

■ Steering Committee (運営委員会)

Standing Committees (常設委員会)

1. Research Committee (研究委員会)
Technical Committees (技術委員会)
2. Awards Committee (表彰委員会)
3. Publicity Committee (編集委員会)
4. Development Committee (事業委員会)
5. Administration Committee (総務委員会)

Special Committees (特別委員会)

1. Nomination Committee (指名委員会)

第4号議案：2017年度事業計画

2017年会計年度（2017年4月1日－2018年3月31日）

【IPAの活動目的】－創成（2007年2月創立より10年）期から充実発展期への進展－

1. 圧入技術に関する学術的関心を共有する国際的なネットワークの形成と維持発展
2. 圧入技術に関する学術の進展による社会貢献
3. 圧入技術に関する人材育成による社会貢献

【2017年度】 主な活動計画

1. 國際的ネットワーク形成と維持発展

A) Newsletter の定期配信（年4回）－2016年9月創刊

- ・ 会員、非会員を問わず（配信先：約2,500件）

B) 圧入セミナー・シンポジウム・国際会議（新規）等の定期開催と質的充実

- ・ 圧入セミナー ⇒1回／年（過去9回開催）2017年度7月開催予定
- ・ シンポジウム ⇒技術委員会などの研究課題、技術的討議
- ・ 国際会議 ⇒論文集発行を伴う、学術及び技術に関する会議

初回：2018年9月頃（予定）、以降は3年に1回

組織委員会（学術部会+総務・行事部会）による企画・運営

後援団体・協賛団体などの協力体制構築

C) 各国の諸団体との定期交流、ネットワーク展開

2. 学術の進展による社会貢献

A) 各種技術委員会（Technical Committees—TC）による研究活動の進展（理事を中心とした他団体との交流による幅広い研究の展開）

B) 圧入に関する技術書（指針・handbook等）の発行・更新および多言語化によるグローバルな圧入技術の展開

C) 技術書（圧入指針やHandbook）の発刊、及びその活用セミナー開催による圧入技術の定期的な普及・啓蒙活動

3. 人材育成による社会貢献

A) 技術委員会（TC）を核とした各研究活動への若手研究者・技術者の参画による継続的な研究及び教育活動

B) 圧入に関する技術書の策定、編集プロセスへの若手研究者・技術者の参画

C) 世界各地域にまたがる若手技術者の育成とネットワーク形成

D) 全国圧入協会（JPA）との協働による実効性のある研究活動

4. 機能的な組織運営

- A) 機能的な組織運営の展開（総会・理事会・運営委員会などによる決議機能）
 - ・ 総会 ⇒定期総会 1回／年
 - ・ 理事会 ⇒1～2回／年 （必要に応じて適時招集）
 - ・ 運営委員会 ⇒4回／年 （必要に応じて適時招集）
- B) 定款、諸規則等の変更（組織運営に必要なルールの明文化）とメンテナンス
 - ・ 定款 (Constitution)
 - ・ 規約 (By-laws)
 - ・ 諸規則 (Regulations)
- C) 理事の補充、強化、若手育成
- D) 地域バランスを考慮した支部の設立によるグローバル化の促進
- E) 経済的自立を目指した運営（法人化を指向）
 - ・ 事業、活動ごとの独立採算制による事業運営
 - ・ 損益管理、独立した財務、経理、総務管理（システムと人材）の確立

5. 組織運営の仕組み構築 ー組織的な管理体制の形成ー

- A) 会長（常駐）の直接指揮制による運営体制
- B) 事務局人材の補強と今後の継続的人材育成
- C) 会計システムの導入による効率的な財務・会計活動の推進

6. その他

- A) Home page の再構築と継続的メンテナンス
 - ・ 外注ベースでの維持管理
 - ・ 仕組みと管理方法の根本的改善（会員管理、諸催時の申込み方法等）
 - ・ 会員サイトの組み立て方とタイムリーなコンテンツ刷新
 - ・ メンテナンス（維持管理）手法の確立

《参考：会員数》 [2017年3月末時点]

- ✧ 個人会員： 575名 [昨年同期： 512名 (+63名)]
- ✧ 法人会員： 43社 [昨年同期： 30社 (+12社)]

第5号議案：収支予算書 2017

2017年度予算 (2017.4.1-2018.3.31)

(単位：円)

科 目	2016年度決算	2017年度予算	備 考
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
① 入会金収入 法人会員入会金	1,200,000	0	入会金 - 2017年度より廃止
② 会費収入 個人正会員年会費 法人会員年会費	5,550,000 3,850,000	5,600,000 6,300,000	
③ 寄付金収入 寄付金	16,000,000	16,000,000	
④ その他収入 研究受託費 雑収入	0 8,814,080	5,000,000 3,000,000	研究委託費 Handbook(英)販売等
事業活動収入計	35,414,080	35,900,000	
2 事業活動支出			
① 事業費支出			
理事報酬 第6回IPA国際ワークショップ準備	9,539,500 541,932	10,000,000 0	傷害保険等含む 国際圧入会議 (ICPE) に移行
第9回圧入工学セミナー・若手ワークショップ - 2016年度分	1,497,128	0	
第10回圧入工学セミナー・技術委員会（準備活動）	0	1,200,000	※圧入工学セミナー開催は独立採算
第1回国際圧入会議 (ICPE) 準備	127,405	500,000	2018年度開催準備（※開催は独立採算）
海外セミナー（英語版Handbook）	657,274	900,000	東南アジア（2回予定）
圧入Handbook（英語版）改訂編集費	300,000	5,000,000	多言語化翻訳費等（2ヶ国語予定）
圧入Handbook（英語版）印刷費	669,600	1,200,000	USB仕様
圧入工法設計施工指針（日本語版）増刷費	3,408,180	1,500,000	
圧入工法設計施工指針（日本語版）改訂編集費	0	500,000	
理事会・運営委員会活動費	0	2,000,000	
研究委員会・技術委員会活動費	725,432	5,500,000	研究委員会 + 技術委員会(3)
海外会員活動支援	213,960	300,000	
その他活動費（調査・他学会参加費等）	287,469	800,000	
② 管理費支出			
ウェブサイト構築費・管理費	137,160	8,000,000	ウェブサイト新規構築
会員証作成費用	176,040	50,000	
印刷代	136,080	150,000	
国内外送料	152,003	200,000	
通信費	37,230	150,000	
賃借料	3,427,553	3,500,000	事務所家賃・コピー機・口座管理費等
IPC事務用品費	527,487	400,000	
支払手数料	464,400	1,800,000	税理士費用（月次・決算）システム利用料含む
③ その他費用			
雑費	175,183	500,000	
予備費	0	500,000	
事業活動支出計	23,201,016	44,650,000	
事業活動収支差額	12,213,064	-8,750,000	
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 固定資産売却収入 定期預金払戻	0	0	
投資活動収入計	0	0	
2 投資活動支出			
① 固定資産取得支出 定期預金取得	0	0	
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
III その他			
営業外収益等	71	0	
当期収支差額	12,213,135	-8,750,000	
前期繰越収支差額	1,290,325	13,503,460	
次期繰越収支差額	13,503,460	4,753,460	

第 6 号議案：理事・監事の選任

指名委員会は、第 3 号議案の改訂定款 第 4 章 第 12 条に基づき次掲の会員を理事及び監事として選任する。

理事（11 名）

任命	氏名	組織	国 地域
理事	Michael Doubrovsky	オデッサ国立海事大学 教授	ウクライナ
理事	Kenneth Gavin	デルフト工科大学 教授	オランダ
理事	Stuart Haigh	ケンブリッジ大学 上級講師	イギリス
理事	石原 行博	(株)技研製作所 課長	日本
理事	神田 政幸	(公財)鉄道総合技術研究所 構造物技術研究部長	日本
理事	Andrew McNamara	シティー大学ロンドン 上級講師	United Kingdom
理事	大谷 順	熊本大学 教授	日本
理事	Rodrigo Salgado	パデュー大学 教授	アメリカ
理事	竹村 次朗	東京工業大学 准教授	日本
理事	安岡 博之	(株)技研製作所 執行役員	日本
理事	Nor Azizi Bin Yusoff	ツン・フセイン・オン・マレーシア大学 UTHM ホールディング 代表取締役	マレーシア

(英語姓のアルファベット順に掲載)

監事（2 名）

任命	氏名	組織	国 地域
監事	藤崎 義久	(株)技研製作所 執行役員	日本
監事	Albert T. Yeung	香港大学 准教授	香港

(英語姓のアルファベット順に掲載)